

事業評価シート

担当課・室長：動物愛護管理室長

事業名	都道府県等の取組への支援
上位施策名	自然環境保全と自然とのふれあいの推進
1 事業の概要	<p>地方自治体の職員を対象とした動物適正飼養講習会の開催により、以下を推進</p> <p>都道府県等の担当職員への最新の適正飼養の知識・技術の伝達 全国の担当職員の高制度化・活性化 都道府県等における適正飼養講習会等の実施の下地づくり</p> <p>動物愛護管理法に基づく動物愛護推進員・協議会制度（行政と民間団体等の役割分担とその連携による飼い主責任サポートのための専門家ネットワークの形成を目的）を軌道に乗せるため、都道府県等に対する支援方策として協議会の設置と活動の推進のための指針の策定等を行う。</p>
2 進捗状況	<p>動物愛護管理行政の最新の状況等について情報交換し、都道府県等における円滑な行政の推進に資するため、主管課長会議を実施している。</p> <p>毎年、全国約4箇所、都道府県等の担当職員向け動物適正飼養講習会を開催している（平成12年度は、1箇所あたり100～230人程度の参加を得て開催）。</p> <p>近年、都道府県等が設置した動物愛護センターにおいても、一般向けの適正飼養講習会等も行われだしている。</p> <p>協議会の立ち上げ及び活動の推進のための指針等を策定するため、検討会を設置するとともに、2県に委託して実際に協議会の設置とその活動を行うモデル事業を実施している。</p>
3 評価	<p>動物愛護管理行政の実施主体となっている都道府県等に対して、国として、行政事務の執行に関する必要な連絡調整や、動物愛護管理に関する基準等の運用について全国統一的な助言や調整を行う必要がある。</p> <p>動物の飼養形態は、近年ますます多様化しているため、動物の適正飼養に関する最新の知識と技術技能を全国的に広く伝達することにより、全国的に統一的な形で動物の適正飼養のための取組が推進されることが期待される。</p> <p>過去に協議会活動を行った地方自治体の事例などでは行政と団体、また、団体相互の協議・調整が難航することも多く、国が自らの検討会に関係者を集めることにより全国的な見地からの調整を担い、地域における調整、活動の円滑化を図ることが必要である。</p> <p>モデル事業実施県における協議会の立上げ及び協議会活動の具体的な進展が、全国の都道府県等における協議会活動の立上げの足がかりとなることが期待される。また、この経験を踏まえ検討会で策定する協議会の設置と活動の推進のための指針によって、国として協議会制度の全国展開に向けた効果的な調整が可能となるものと期待される。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護の推進のためのモデル協議会活動推進事業費 ・動物の適正飼養推進事業費
5 対応副施策等	